

○安芸市奨学資金貸与条例施行規則

昭和 38 年 3 月 30 日  
規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 安芸市奨学資金貸与条例(昭和 37 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほかこの規則の定めるところによる。

(申請期限)

第 2 条 奨学生となろうとする者は、条例第 5 条による書類を毎年 3 月 1 日から同月末日までの間に提出しなければならない。

(保証人)

第 3 条 奨学金借受の手続等に記載する連帯保証人(以下「保証人」という。)は、安芸市内に居住する者であって、独立の生計を営む身元確実なものでなければならない。  
2 前項の保証人が欠けたとき、又は市長が当該保証人を不相当と認め、その変更を求めたときは、直ちに他の保証人を選び、市長に届け出なければならない。

(契約書等の提出期限)

第 4 条 奨学生に決定された者は、決定通知書を受領した日から 10 日以内に条例第 7 条による書類を提出しなければならない。

(調整)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項に規定する奨学生の決定に当たり、その処理の適正かつ円滑な実施を図るため、教育委員会が協議及び調整を行うものとする。

(処務)

第 6 条 この制度に関する事務については、教育委員会に委任する。

(委任)

第 7 条 この規則の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和 38 年度の奨学生に限り、第 2 条中「毎年 10 月 1 日から同月末日まで」とあるを「4 月 1 日から同月 20 日まで」と読み替えるものとする。

附 則(昭和 54 年 12 月 24 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 22 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。